

(仮訳)

2022年3月3日付 新型コロナウイルス流行期のラオスへの出入国申請手順に関する  
外務省・新型コロナウイルス対策特別委員会ガイドライン (No.2018/MOFA.TFC)

## I. 入国許可申請

### 1. ラオス入国前

1.1 大使館、国際機関で外交官や職員を短期・長期で入国させる場合、文書にて外務省担当局へと申請（新型コロナウイルス流行前の方法に従う）。

1.2 省庁で、外国人専門家、技術者、ボランティア、留学生を受け入れる必要がある場合は、「[Lao Green Pass](#)」にてQRコードを取得した後、文書にて外務省担当局へと申請（新型コロナウイルス流行前の方法に従う）。

1.3 ラオス国籍保有者で、帰国希望者は、出発地のラオス大使館または総領事館に登録する。もしくは親類が、「[Lao Green Pass](#)」にてQRコードを取得した後、外務省領事局へと詳細な情報（例：外国での滞在理由、帰国予定日、フライト便名、入国国境、隔離場所（特別委員会が定めるホテルや隔離センター）、名前、ラオス国内の申請者の電話番号）とともに申請。

1.4 専門家、投資家、ビジネスパーソン、学生、技術者、労働者で、有効なマルチプル・ビザと滞在許可証を保有するものは、以下の書類を提出：

- 申請書（名前、入国予定日、入国国境、入国手段／フライト便名、渡航計画（出発国および経由国）、入国理由、電話番号）
- ラオス新型コロナウイルス特別委員会が定めるホテルの予約証
- パスポートおよびマルチプル・ビザのコピー
- 滞在許可証のコピー
- 「[Lao Green Pass](#)」のQRコード

1.5 ラオスで合法的に事業を営む個人・法人で、投資調査や契約、覚書（MOU）締結のために投資家やビジネスパーソンを招聘する必要がある場合は、外務省領事局へと文書で申請。

A. 投資家は以下の書類を提出：

計画投資省投資促進局もしくは県・都計画投資局から、公安省出入国者検査警察局を經由して取得した、外務省領事局宛の入国ビザ申請書（名前、渡航計画（出発日時、入国国境、入国手段／フライト便名、出発国、経由国およびラオス入国の目的、電話番号を記載）。

B. ビジネスパーソン、技術者、労働者は以下の書類を提出：

ラオス側の受け入れ企業、もしくは事業主で、事業のために、技術者や労働者の入国が必要な場合は、外務省領事局への申請の前に、関係機関への申請プロセスを実施。

- 受け入れ企業／事業主からの申請書（名前、渡航計画（入国予定日、入国国境、入国手段／フライト便名、出発国および経由国）、入国理由、電話番号を記載）

- 投資許可証
- 企業登録証
- 年次納税証明書
- 労働社会福祉省からの外国人労働者枠許可証
- 県・都労働社会福祉局からの労働者入国許可証
- 特別委員会が定めるホテル予約証
- [「Lao Green Pass」](#) の QR コード

## 2. ラオス入国後

携帯電話に専用アプリ「Lao KYC」をインストールし、移動、訪問等を追跡（外交官、国連関係機関の職員は除く）。

## II. ラオス出国許可申請

ラオス国籍保有者および外国人で、出国が必要な場合は、新型コロナウイルス特別委員会の許可を得ずに国境の出入国検査警察官へと出国申告を行うことができる。目的地の国が定める条件や措置に従い書類を準備。

## III. その他

1. 個人もしくは法人のラオス出入国は、新型コロナウイルス対策特別委員会の定めるガイドラインを遵守。
2. ラオス観光（ラオス・トラベル・グリーンゾーン制度下）においては、情報文化観光省が定める条件や措置を実施。
3. 本ガイドラインは、2021年12月31日付ガイドライン（No. 4881/MOFA. TFC）を置換し、署名後、変更があるまで有効。
4. 外務省領事局への書類は、ラオス入国の5日以上前までに提出。

以上。

（注） この日本語訳は、ラオス政府による公式日本語訳ではなく、情報提供を目的に、ジェトロ・ビエンチャン事務所が作成した非公式なものです。正確性を保証するものではありませんので、本情報の採否はお客様のご判断でお願い申し上げます。万一、不利益を被る事態が生じましても、JETRO は責任を負うことができませんのでご了承ください。

2022年3月